

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用についての協力の
お願い

日頃より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚熱については、平成30年9月の飼養豚での発生以降、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し感染区域が拡大していることを踏まえ、令和元年10月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）を一部変更し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条に基づき、都道府県知事の命令による家畜防疫員の予防的ワクチン接種を認め、現在豚熱ワクチン接種推奨地域において飼養豚等へのワクチン接種が実施されているところです。

豚熱予防的ワクチンの確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、本日あらたに防疫指針を一部変更し、面的かつ確実な接種及びワクチンの厳格な管理が行われることを前提に、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師（知事認定獣医師）による豚熱ワクチン接種が可能となりました。今後、準備の整った都道府県から随時新たな制度の運用が可能となる見込みです。

つきましては、上記に関して各都道府県より要請があった場合は、御協力いただくよう貴会員及び傘下団体に呼び掛けていただきますようお願いいたします。また、農場へ立ち入る際には、豚熱ワクチン接種を実施するのみならず、飼養衛生管理基準の遵守の徹底等についても指導いただくよう御協力をお願いいたします。